

令和5年第20回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年6月1日(木)			午前 9時00分から 午前 9時55分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案 32号	選挙人名簿の定時登録について		決定
	議案 33号	在外選挙人名簿の登録について		決定
	報告 20-1	選挙人名簿抄本等閲覧状況について		了承
	報告 20-2	事務局職員の異動について		了承
	報告 20-3	7月の日程について		了承
委員長	これから令和5年第20回の定例会を開会いたします。			
	<選挙人名簿の定時登録について>			
委員長	議案第32号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第32号をご覧ください。 令和5年6月1日選挙人名簿の定時登録を行います。 根拠法令は、記載のとおりです。 登録基準日と登録日はともに令和5年6月1日です。 投票区別選挙人名簿登録者数一覧については、別紙1をご覧ください。選挙人名簿登録者数の合計は485,532名です。 新規登録者数は4,563人であり、抹消者数は4,389人です。174人増となっております。</p> <p>次に、別紙2をご覧ください。これは直接請求に要する法定数の告示文案です。地方自治法の規定により、登録後直ちに直接請求に必要な法定数の告示を行うこととなります。</p> <p>選挙権を有する者の50分の1の数、選挙権の有する者40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数を合算して得た数、選挙権を有する者の6分の1の数は、それぞれ記載のとおりです。</p> <p>また、別紙3については、区長宛てに法定数の通知を行うものです。</p> <p>別紙4については、公職選挙法上の規定により、登録後遅滞なく東京都選挙管理委員会に報告するものです。</p> <p>以上、議案第32号の説明となります。</p>			
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>前回から数が増えたのか減ったのかを確認するには、東京都選挙管理委員会</p>			

	に報告する書式の別紙1の差引の数を見ればいいのでしょうか。
局長	東京都選挙管理委員会に報告する書式の別紙1の差引の数は、3月の定時登録から6月の定時登録の差の数であり、253人減です。 4月15日に選挙人名簿の選挙時登録を行っており、そこから6月の定時登録における選挙人名簿登録者数の差が174人増となっております。
委員長	わかりました。 それでは、議案第32号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<在外選挙人名簿の登録について>
委員長	次に、議案第33号をお願いします。
局長	議案第33号をご覧ください。在外選挙人名簿の登録に関する議案です。 在外選挙人名簿について、在外公館及び移転登録者の在外選挙人証の交付等を行います。 根拠法令は、議案第33号に記載のとおりです。登録日は、本日6月1日です。 登録者数は、新規登録者数が5名で、その内訳は、男性2名、女性3名です。 在外選挙人登録者別一覧については議案第33号に記載の表のとおりです。 前回までの登録者数は1,370名で、今回の登録者数が1,369名です。なお、登録を行わなかった者はございませんでした。 新規登録者数5名に対し、登録抹消者が6名ですので、登録者総数は1名減となっております。 こちらも東京都選挙管理委員会に報告いたします。 以上、議案第33号の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 選挙人名簿の定時登録などは定期的に議案にあがりますので、委員の皆様は表の見方等よく分かっていると思いますが、ご質問等ありませんか。 それでは、議案第33号は決定でよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
	<選挙人名簿抄本等閲覧状況について>
委員長	次に、報告事項20-1をお願いします。
局長	報告事項20-1は、令和5年3月1日から令和5年5月31日までの3ヶ月分の選挙人名簿抄本等閲覧状況についての報告になります。 報告後、ホームページに掲載いたします。 閲覧件数は20件あり、選挙運動用葉書の送付対象者名簿の整理や世論調査のための閲覧となっております。 閲覧された選挙人の数はおよそ7,900人です。 以上、報告事項20-1の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 一つ質問ですが、選挙人名簿抄本の閲覧件数はどのように把握しているのですか。
局長	閲覧して書き写したものについては、その写しを取らせていただきます。その写しから件数を把握しております。

委員長	閲覧する方は、基本は紙に書き写しているのですか。パソコンを持ち込んで入力することはできるのですか。
局長	紙に書き写しています。パソコンに閲覧内容を打ち込むことはできません。
小井委員	自前の名簿を持参して、その名簿の整理をするために閲覧する機会が多いのではないのでしょうか。
局長	名簿の整理をする場合は多いと思います。 また、世論調査では無作為抽出により調査対象者を抽出するために閲覧している場合もあります。
委員長	閲覧はどこで行っているのですか。 閲覧者が重なる場合はないのですか。
局長	選挙人名簿抄本の閲覧は、選挙管理委員会事務局の入口付近に設置されているパソコンを設置した機で行います。また、閲覧については事前に連絡をいただき、申請書で確認して受付をしておりますので、閲覧者が重なることはありません。
委員長	報告事項 20-1 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<事務局職員の異動について>
委員長	続いて、報告事項 20-2 をお願いします。
局長	こちらは事務局職員の異動に関するものです。 令和 5 年 5 月 31 日付けで 4 名の職員が兼務解除となりました。 それに伴い、事務局の体制は報告 20-2 記載の通り 11 名となっております。 以上、報告事項 20-2 の説明となります。
委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 11 名の新体制となりましたが、主に職員の皆様の担当業務を簡単に説明してもらえますか。
局長	牛澤が期日前・不在者・在外投票事務、梅澤が庶務事務、小口が啓発事務、宮澤が経理事務、坂本が法規事務、葛巻が選挙人名簿事務、大村が庶務事務を担当しています。
委員長	啓発担当は主査を含め 2 人ですが、常時啓発活動は事務局全体で行っていくのですよね。
局長	常時啓発活動は、啓発担当を中心に、事務局全体で行っていきます。
委員長	報告事項 20-2 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<7月の日程について>
委員長	続いて、報告事項 20-3 をお願いします。
局長	報告事項 20-3 は 7 月の日程です。 毎週水曜日に定例会を予定しております。時間は 10 時を予定しております。 以上、報告事項 20-3 の説明となります。

委員長	ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。報告事項 20-3 についてはよろしいですか。
一同	報告了承。
	<その他>
委員長	本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。先に、私からは、議会の一般質問について報告します。選挙関係の質問は 15 番の井口えみ区議、21 番の田中ゆうたろう区議、29 番の堀部やすし区議です。結果的に 29 人の質問者のうち 3 人の区議から質問通告がありました。井口えみ区議が本日 6 月 1 日の最後、田中ゆうたろう区議が明日 6 月 2 日の最後から 2 番目、堀部やすし区議が 6 月 5 日の最後という日程です。私からは以上です。事務局からは何かありますか。
主査	模擬投票の関係で報告させていただきます。学校より現在 3 件、模擬投票の依頼がきております。日程及び学校名は、令和 5 年 6 月 7 日が文化学園大学杉並高等学校、令和 5 年 6 月 12 日が高井戸小学校、令和 5 年 7 月 14 日が松庵小学校となっております。
委員長	模擬投票はどのような内容で行うのですか。
主査	今回の 3 件は、架空の選挙、架空の候補者について、選挙管理委員会側で選挙公報等を作成して行います。選挙公報等を参考に、架空の候補者の誰に投票するかを、それぞれ児童・生徒の皆さんに考えていただき、実際に投票所を設定し、投票記載所で投票用紙に記載して投票箱に投函していただきます。
委員長	小学校は何年生を対象に行うのですか。
主査	6 年を対象に行います。
委員長	委員の皆様で、まだ見たことがないとか、近くの学校であるという場合は積極的に模擬投票を観に行かれてはどうかと思います。
主査	6 月 7 日の文化学園大学杉並高等学校で行う模擬投票では、投票マッチング事業で作成した質問 20 問を形を変えて活用することを考えています。選挙管理委員会側で作成する選挙公報の他に、さらに候補者を選択する一助となるように投票マッチングの資料も作成します。実際に選挙行く際は、さまざまな情報を勘案した上で、誰に投票するかを考えてほしいということを模擬投票でお伝えしようと思っています。今回、各候補者 3 名に関して、投票マッチング事業で作成した質問に対して、選挙管理委員会側で回答を割り振りました。各質問に対する各候補者の賛成・反対を生徒の皆様を示した上で、自分の考えは賛成なのか反対なのかを考えてもらう作りをしています。自分の考えに近い候補者がいるかどうかを確認した上で、選挙公報と合わせて総合的に考えて投票してもらうのはどうかと学校側に提案をさせていただいたところ、了承いただきました。
委員長	文化学園大学杉並高等学校で行う模擬投票の対象は何年生ですか。
主査	高校 3 年生です。
委員長	対象が高校 3 年生ですので、18 歳になる年である点が良いと思います。投票マッチングを候補者選定の一助として活用し、自分の考えに近い候補者

	を見つけることができるようにするわけですね。
主 査	生徒の皆様には、全体的に考えが一致する項目が多い候補者に投票するのか、それとも自分が力を入れて欲しい項目が一致している候補者に投票するのか等を考えてもらう一助になればよいと思っています。
委員 長	文化学園区長選挙投票マッチングの質問は、新たに作ったものではなく、投票マッチング事業で作成した質問を元にしたのでしょうか。 今月開催の明るい選挙推進協議会で、文化学園大学杉並高等学校模擬投票の報告をしましょう。その際には、文化学園区長選挙投票マッチングの用紙を配って説明してください。
小井委員	投票マッチング事業で作成した質問には事業背景や事業説明がありましたが、その部分はどのように活用するのですか。
主 査	文化学園区長選挙投票マッチングに事業背景等まで入れてしまうと、内容が膨らみすぎてしまうので、今回はその部分は省略しております。
委員 長	模擬投票関係の報告についてはよろしいですか。
一 同	報告了承。
委員 長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回の第21回の定例会は、6月7日の水曜日に行います。内容は、令和5年度明るい選挙啓発ポスター作品の募集についての報告等が予定されております。 (議題書に沿って、6月1日以降の日程を確認。)
委員 長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。